

会場使用に関する消防署指導事項

2007. 4

東京ミッドタウン ホール&カンファレンス

- ① 施設利用に際しては、使用形態、什器の配置状況で、避難障害、自動火災報知設備の感知障害、スプリンクラーの散水障害、誘導灯の視認障害とならないよう計画すること。
- ② カーテン、幕、展示用合板その他装飾品は防炎性能を有するものを使用すること。
- ③ 催物（コンサートなど）の会場として使用する場合は、劇場等の客席の基準（火災予防条例第48条）及び定員の基準、定員を記載した表示板、満員札等の規定（火災予防条例第53条）を遵守すること。また定員管理をすること。
- ④ 催物の会場として使用する場合は、火気使用の禁止、危険物品の持込を禁止すること。
- ⑤ 催物の会場として使用する場合は、利用者側の体制を定めた消防計画（会場管理計画）を策定し、それに基づいた自衛消防訓練を事前に実施すること。
- ⑥ 上記①～⑤に関することも含め、想定外の特異な使用形態の場合は所轄消防署に事前相談すること。

以上